

バスケットコーナー・スケートボードコーナーの利用基準について

半田びよログスポーツパークのバスケットコーナー・スケートボードコーナー利用基準については、下記のとおりとします。

記

共通事項

- 遊具施設であり、個人での施設の利用は無料とする。
- 社会通念上のルールやマナーを遵守し、互いに思いやりを持って利用すること。
- 利用時間は午前9時から午後9時までとする。
- ごみは持ち帰ること。
- 施設、設備の破損につながる行為はしないこと。
- SNSなどに情報を掲載する場合は、他の利用者のプライバシーに配慮すること。
- 各競技のルールや規定に適合した施設ではないことを理解した上で利用すること。

※対象施設は競技用のスポーツ設備ではなく、公園の遊具です。

個人利用の場合

- 利用する順序などは、利用者同士で決め、スポーツ課は関与しない。
- 利用の際に必要な道具は利用者が用意すること。
- 無責管理とし、利用時に発生したけがなどは利用者で対応すること。
救急車などを手配した場合は、必ず運動公園管理事務所に連絡すること。

占有利用の場合

- 占有利用する日の2週間前までにスポーツ課施設担当（半田びよログスポーツパーク）に企画書を提示し、スポーツ課の許可を得ること。
※園内遊具の占有については、事前に申請を受けたものでスポーツ課が利用を認めたもの（一部遊具を占有して行うイベント・大会の開催等）に限る。
- 占有利用の面積に応じ、都市公園条例に基づく使用料を収めること。
- 占有利用を行う旨の告知の設置と占有利用後の現状復旧を行うこと。
- 競技以外で利用する場合は、利用方法に誤解が生じないように配慮すること。

適用日

この基準は、令和6年5月1日から遡及して適用する。